

ごみ減量・リサイクル通信

発行：船橋地区ごみ減量・リサイクル推進委員会
事務局：船橋まちづくりセンター（3482）0341
第6号 平成28年1月発行

ごみ出しのルールについて

ごみ出しの分別の仕方は、自治体によって異なります。

今号では、新しく区内に転入された方、また、区外に転出される方へ、世田谷区のごみ出しのルールについてお知らせします。

★分別の種類★

Q. 世田谷区のごみの分別には、どんな種類があるんだろう？



A. 大きく分けると、**可燃ごみ**（生ごみ・プラスチック類・ゴム製品・皮革製品・布類・その他紙類など）、**不燃ごみ**（ガラス・陶磁器類・金属類・小型家電製品など）、**資源**（古紙・ガラス瓶・缶）、**ペットボトル**に分けられます。また、一辺の長さが30cmを超えるものは**粗大ごみ**となります。

※粗大ごみの出し方の詳細は裏面参照

★ごみ出しの日★



Q. 分けたごみは、いつ出しているの？

A. ごみの収集曜日は、お住まいの地区によって異なります。

決められた日以外に出してしまうと、収集がされず、周辺住民の皆さんが大変迷惑します。放火等防犯上の問題もあるので、ごみ出しは決められた日の朝8時までにするようにしましょう。

こんな時は・・・？

Q. ごみが大量に出てしまいました。いつも通り集積所に出してしまっていていいですか？

A. 450袋で**4袋以上**のごみを出すときは、砧清掃事務所に予約が必要です。また、4袋目からは有料（1袋300円）となってしまいます。

ごみはこまめに出すようにしましょう。

砧清掃事務所 03-3290-2151

Q. 粗大ごみはどのように出せばいいですか？

A. 粗大ごみを捨てる時は、**事前の申込み**が必要です。大きさを測ってから、粗大ごみ受付センターへ電話またはインターネットでお申込みください。品物や大きさによって処理手数料が異なりますので、金額を確認してから、お近くのコンビニエンスストア等で粗大ごみ処理券（シール）をご購入ください。

※粗大ごみ処理券は自治体によって異なります。区内で購入された処理券は、他の自治体ではお使いいただけませんのでご了承ください。

粗大ごみ受付センター 03-5715-1133 月曜～土曜（祝日含む）午前8時～午後9時

<https://www.sodai-city.jp/setagaya/>

Q. 引越しの日程の関係で、どうしても収集日以外にごみを出したいのですが…

A. やむをえず収集日以外にごみを出す必要がある時は、砧清掃事務所にご相談ください。有料となりますが、個別に対応してくれます。

※対応できない場合もあるので、早めにご相談ください。

★「資源・ごみの収集カレンダー」をご活用ください

昨年11月に、区が作成した「資源・ごみの収集カレンダー」が全戸配布されました。収集曜日のほか、ごみの出し方やリサイクル方法について詳しく書いてありますので、是非ご活用ください。

その他、ごみの出し方などで分からないことは、砧清掃事務所へご相談ください。

砧清掃事務所 03-3290-2151

★お願い★ ごみを不法に投棄するのは絶対にやめてください！

引越しの際は、早めにごみや資源の処分を行いましょ。不法投棄で迷惑を被るのは、今まで同じ地域で過ごしてきた地域の皆さんです。解っているけどつい・・・ということが無いように、ごみや資源の処分は早めに行いましょう。地域のみなさんが、お互いに気持ちよく生活することができるように、ルールを守ったごみ出しに、ご協力をお願いします。

回							
覧							

